

仕様書

本仕様書は、発注者(以下「甲」という。)が請負付託する「ISMS 適合性評価制度に基づく審査等業務」に関して、受注者(以下「乙」という。)が実施すべき業務について定めるものである。

目次

仕様書	1
1. 件名	1
2. 目的	1
3. 業務概要	1
4. 業務詳細	1
5. 審査対象範囲	1
6. 審査管理	2
7. 履行期間	3
8. 納入成果物及び納入期限	3
9. 納入方法	3
10. 納入場所	3
11. 業務完了の通知	3
12. 守秘義務等	4
13. その他	4

1. 件名

ISMS 適合性評価制度に基づく審査等業務

2. 目的

本件は、甲が認証基準 JIS Q 27001:2014 (ISO/IEC 27001:2013) の要求事項に適合しているかについての審査を受審し、甲が現在保持している ISMS 適合性評価制度に基づく認証に対して、更新・維持することを目的とする。

3. 業務概要

乙が履行する業務の概要は以下のとおり。

業務内容	2022 年度	2023 年度	2024 年度
(1) ISMS 適合性評価制度に基づく更新審査	○	—	—
(2) ISMS 適合性評価制度に基づく維持審査	—	○	○

なお、甲が現在保持している ISMS 認証は以下のとおり。

認証登録番号: I367

有効期限: 2022 年 12 月 14 日

4. 業務詳細

(1) ISMS 適合性評価制度に基づく更新審査 (2022 年度)

乙は、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した、ISMS 適合性評価制度に基づき、甲が認証基準 JIS Q 27001:2014 (ISO/IEC 27001:2013) の要求事項に適合しているかについての更新審査を行い、適合している場合は認定証を発行すること。審査対象範囲は「5 審査対象範囲」のとおりとする。

(2) ISMS 適合性評価制度に基づく維持審査 (2023 年度、2024 年度)

乙は、(1)において甲が認定を更新した場合、2023 年度及び 2024 年度の維持審査を行うこと。また、有効期限まで認証を維持できるよう、必要に応じ甲を支援すること。

5. 審査対象範囲

審査対象範囲は以下のとおりとする。

(1) 審査対象組織

審査対象組織は、甲のホームページ「役員・組織図」に示される、海外事務所を除く全ての部署とする。審査期日までに組織改正等で名称が変更される場合は、甲の指示に従うこと。

(2) 審査対象者

(1)に示す審査対象組織における職員とし、詳細については甲と調整すること。

(3) 審査対象人数

1,400名(予定)

ただし、審査期日までに人事異動等で人数が変更となる場合は、最大1,550名までの審査に対応すること。

(4) 審査対象場所

審査対象場所は以下の①から④とする。

なお、審査期日までに住所が変更する場合は、甲の指示に従うこと。

①本部

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー

②革新蓄電池開発センター

京都府宇治市五ヶ庄 京都大学宇治地区キャンパス

先端イノベーション拠点施設309号室

③NEDO分室

東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル

④関西支部

大阪府大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC

6. 審査管理

(1) 審査全体計画書の作成

乙は、契約締結後1か月以内に更新審査及び維持審査に向けた本業務の実施体制、実施内容、履行期間における全体スケジュール等について記載した「審査全体計画書」を作成し、甲の了承を得ること。「審査全体計画書」においては、履行期間中に予定される審査に必要な甲及び乙が行う手続き、審査実施時期に関する制約、審査工数見積もり(概算)及び審査日程の案を包含すること。なお、実際の審査実施時期については、甲の業務への影響を考慮したうえで、別途決定すること。

甲の了承を得た「審査全体計画書」は乙にて履行期間中の審査実施における指標として用いるものとする。また、履行期間中に審査回数等に関わる計画の変更が生じた場合は、甲にその旨を申し出ることとし、甲と協議のうえ「審査全体計画書」を修正し、甲の了承を得ること。

(2) 審査計画書の作成

乙は、「審査全体計画書」のスケジュールに基づき、更新審査及び維持審査について適切な時期に「審査計画書」を作成し、甲の了承を得ること。

なお、計画に変更が生じる場合は、甲と協議のうえ「審査計画書」を修正し、甲の了承を得ること。

(3) 審査報告書の作成

乙は、審査実施後に「審査報告書」を作成し、甲の了承を得ること。

(4) 登録証の発行

乙は、甲が更新審査に適合したとき、以下の登録証を発行すること。

正本:和文・英文 各 1 通

なお、副本の発行及び認証維持期間内に甲の都合によって登録証を再発行する場合にかかる費用は、本調達の範囲外とする。

7. 履行期間

2022 年 4 月 1 日から 2025 年 2 月 28 日まで

8. 納入成果物及び納入期限

以下の「表 1 納入成果物一覧」に示す提出書類一式を作成し、納入すること。

表 1 納入成果物一覧

項番	納入成果物	掲載場所	納入期限
1	審査全体計画書	6. 審査管理 (1) 審査全体計画書の作成	契約締結後 1 か月以内
2	審査計画書	6. 審査管理 (2) 審査計画書の作成	各審査実施の 1 週間前まで
3	審査報告書	6. 審査管理 (3) 審査報告書の作成	各審査実施後 2 か月以内

9. 納入方法

納入成果物を納入する際は以下の条件を満たすこと。

- (1) 全ての納入成果物は、改ざんできない形式の電子ファイル又は書面とすること。
- (2) 電子ファイルは CD-R 等に格納し、書面は A4 判又は A3 判(A3 判を用いる場合は、織り込んで A4 判に収まる形態)とすること。
- (3) 審査計画書及び審査報告書の記載項目については事前に甲の了承を得ること。

10. 納入場所

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 システム業務部

11. 業務完了の通知

乙は、以下のとおり業務完了を甲に通知すること。

- (1) 年度末中間報告
当該年度の業務が完了したときは、年度末中間報告を 3 月 31 日に書面により甲に通知すること。
- (2) 完了報告
全ての業務が完了したときは、完了報告を履行期限までに書面により甲に通知すること。

12. 守秘義務等

本業務の履行で知り得た一切の情報及び発注者から提供、指示又は預託された情報を取り扱うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって、漏えい等防止の取組を行い、適切な情報管理を行うこと。また、本業務の目的以外には利用しないこと。

13. その他

- (1) 乙は、本件の遂行にあたり、情報に対する不正アクセス、情報漏えい及び改ざんを防止するため、機密性、完全性及び可用性の観点で対策を行うこと。
- (2) 乙は甲の情報セキュリティ管理規程等を遵守すること。
- (3) 審査における申込料、登録基本料、更新及び維持審査料、登録料、有効期間内の登録維持料及び認証移転に伴う事前訪問等を含む審査時の交通費等の諸費用は、全て本件の範囲に含めること。
- (4) 審査中に重大な不適合が発見され、以降の審査が中止された場合は、以降に発生予定の諸費用については返還又は請求しないこと。
- (5) 契約期間中に ISO/IEC 27001 の規格が改訂され、認証移行の審査が必要となった場合は、新規格への移行審査の実施時期を甲と協議し移行審査を実施すること。なお、移行審査に必要な費用については、本調達の範囲外とする。
- (6) 乙が審査を担当させる審査員について、氏名、ISMS 審査員としての資格、ISMS 審査員としての経験年数を甲に提示し、甲の了承を得ること。
- (7) 本件の遂行にあたり、疑義を生じた場合、又は本仕様書に記載のない事項については、甲と協議のうえ解決すること。